



愛媛県報

発行 愛媛県

平成20年12月24日水曜日 第207号

◇ 目次 ◇

落札者等の告示	1343
開発行為に関する工事の完了	1343
道路の供用開始（県道八幡浜宇和線）	1343
道路の区域変更（県道野村柳谷線）	1344
道路の供用開始（ " ）	1344
道路の供用開始（県道野村柳谷線）	1344

人事委員会規則

教育職員の特種勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則	1344
---------------------------------------	------

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則 1345

正 誤

平成20年10月3日付け第2004号愛媛県告示第1417号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）中 1347

平成20年10月7日付け第2005号愛媛県告示第1423号（休猟区の指定）中 1347

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、W T O に基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第1800号

次のとおり落札者を決定した。

平成20年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

落札に係る物品等の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
シンチレーション式モニタリングポスト 6式	愛媛県出納局会計課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成20年11月20日	東芝電力放射線テクノサービス株式会社 神奈川県横浜市磯子区新杉田町8番地	40,110,000円	一般競争入札	平成20年10月7日

○愛媛県告示第1801号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成20年12月24日

愛媛県中予地方局長 梅木 要

検査済証の番号及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
20中局建（開）第50号 平成20年12月15日	伊予郡松前町大字恵久美字向堤836番3	松山市生石町450番地5 フォブールオークA105号 澤田 義之

○愛媛県告示第1802号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、南予地方局八幡浜土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	八幡浜宇和線	八幡浜市五反田1番耕地461番1地先から 同市五反田1番耕地422番13まで	平成20年12月24日

○愛媛県告示第1803号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	区 間	旧・新別	敷地の員幅	延長	備考
県 道	野村柳谷線	西予市野村町大野ヶ原19番2から 同町大野ヶ原19番2まで	旧	メートル 28.0～29.0	キロメートル 0.002	
			新	57.6～58.7	0.002	

○愛媛県告示第1804号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町大野ヶ原19番2から 同町大野ヶ原19番2まで	平成20年12月24日

○愛媛県告示第1805号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。
その関係図面は、南予地方局西予土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成20年12月24日

愛媛県知事 加戸守行

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	野村柳谷線	西予市野村町大野ヶ原27番6から 同町大野ヶ原42番2まで	平成20年12月24日

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 1063

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月24日

愛媛県人事委員会委員長 稲瀬道和

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

教育職員の特殊勤務手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7-62）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第5条 条例第6条の3第1項に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第6条の2第1号アに規定する業務の場合は、<u>6,400円</u></p> <p>(2) 条例第6条の2第1号イ及びウに規定する業務の場合は、<u>6,000円</u></p> <p>(3) 条例第6条の2第2号に規定する業務の場合は、<u>3,400円</u></p>	<p>（教員特殊業務手当）</p> <p>第5条 条例第6条の3第1項に定める手当の額は、業務に従事した日1日につき、次の各号に掲げる額とする。</p> <p>(1) 条例第6条の2第1号アに規定する業務の場合は、<u>3,200円</u></p> <p>(2) 条例第6条の2第1号イ及びウに規定する業務の場合は、<u>3,000円</u></p> <p>(3) 条例第6条の2第2号に規定する業務の場合は、<u>1,700円</u></p>

(4) 条例第6条の2第3号に規定する業務の場合は、 <u>3,400円</u>	(4) 条例第6条の2第3号に規定する業務の場合は、 <u>2,400円</u>
(5) 条例第6条の2第4号に規定する業務の場合は、 <u>2,400円</u>	(5) 条例第6条の2第4号に規定する業務の場合は、 <u>2,000円</u>
(6) 省略	(6) 省略
2 条例第6条の3第2項の人事委員会が定める額は、 <u>6,400円</u> とする。	2 条例第6条の3第2項の人事委員会が定める額は、 <u>3,200円</u> とする。

附 則

この規則は、平成21年1月1日から施行する。

○愛媛県人事委員会規則7 1064

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成20年12月24日

愛媛県人事委員会委員長 稲 瀬 道 和

職員の通勤手当の支給等に関する規則の一部を改正する規則

職員の通勤手当の支給等に関する規則（愛媛県人事委員会規則7 65）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（併用者の区分及び支給額）</p> <p>第10条 条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が<u>78,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>78,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>（支給日等）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第10条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が<u>78,000円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>(2) 職員が条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が<u>78,000円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>（返納の事由及び額等）</p>	<p>（併用者の区分及び支給額）</p> <p>第10条 条例第10条第2項第3号に規定する同条第1項第3号に掲げる職員の区分及びこれに対応する同条第2項第3号に規定する通勤手当の額は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第10条第1項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自転車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自転車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 同条第2項第1号及び第2号に定める額（同項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）及び同項第2号に定める額の合計額が<u>75,000円</u>を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、<u>75,000円</u>に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</p> <p>(2)・(3) 省略</p> <p>（支給日等）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2・3 省略</p> <p>4 条例第10条第3項の人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、同項の人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。</p> <p>(1) 職員が2以上の交通機関等を利用するものとして条例第10条第2項第1号に定める額の通勤手当を支給される場合（次号に該当する場合を除く。）において、1箇月当たりの運賃等相当額等が<u>75,000円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>(2) 職員が条例第10条第2項第1号及び第2号に定める額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び同号に定める額の合計額が<u>75,000円</u>を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p> <p>（返納の事由及び額等）</p>

第14条 省略

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第10条第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が78,000円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が78,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が78,000円を超えていた場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 78,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

イ 第12条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 78,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

3 省略

別記様式（第3条、第4条関係） 通勤届兼通勤手当認定・確認簿（表）

省略

省略		省略
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の額との合計額が78,000円を超えるとき。	$78,000円 \times [\text{箇月}] = \text{円}$	

(裏) 省略

第14条 省略

2 交通機関等に係る通勤手当に係る条例第10条第4項の人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 1箇月当たりの運賃等相当額等（第10条第1号に掲げる職員にあつては、1箇月当たりの運賃等相当額及び条例第10条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が75,000円以下であつた場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあつては当該事由に係る交通機関等（同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が75,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての交通機関等）、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあつてはその者の利用するすべての交通機関等につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃等の払戻しを人事委員会の定める月（以下この条において「事由発生月」という。）の末日にしたものとして得られる額（次号において「払戻金相当額」という。）

(2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が75,000円を超えていた場合に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 75,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額（事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

イ 第12条第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 75,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額（事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあつては、0）

3 省略

別記様式（第3条、第4条関係） 通勤届兼通勤手当認定・確認簿（表）

省略

省略		省略
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自転車等の額との合計額が75,000円を超えるとき。	$75,000円 \times [\text{箇月}] = \text{円}$	

(裏) 省略

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成21年1月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則施行の際現に提出されている改正前の職員の通勤手当の支給等に関する規則（以下「旧規則」という。）別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿は、改正後の職員の通勤手当の支給等に関する規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿とみなす。

3 この規則施行の際現にある旧規則別記様式の規定による通勤届兼通勤手当認定・確認簿の用紙は、当分の間、これを訂正して使用することができる。

正 誤

○正 誤

平成20年10月3日付け第2004号愛媛県告示第1417号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）中

ページ	箇 所	誤	正
1058	左段 甘崎南（追加）の項 上から3行目	掲げる	掲げる
1058	左段 甘崎南（追加）の項 上から8行目	掲げる	掲げる

○正 誤

平成20年10月7日付け第2005号愛媛県告示第1423号（休猟区の指定）中

ページ	箇 所	誤	正
1079	表中 高野子・川津 休猟区区域欄 上から9行目 及び10行目	こから同境界を南ないし東に進み、	ここから同境界を南ないし東に進み、